

SBI Web3 ウォレットサービス約款

新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改正後	現行
<p>SBI Web3 ウォレットサービス約款</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>第1条 (本約款の趣旨)</p> <p>1. このSBI Web3 ウォレットサービス約款 (以下「本約款」といいます。) は、SBI VC トレード株式会社 (以下「当社」といいます。) が管理するSBI Web3 ウォレット (以下「SBI Web3 ウォレット」といいます。) を利用した暗号資産及びNFT (Non-Fungible Token) の売買、入出庫又は管理並びにこれらに関連し、又は附随するものとして当社が提供するサービス (以下「本サービス」といいます。) について適用され、お客様と当社の権利義務関係等を明確にすることを目的とします。</p> <p>2～6. 現行通り</p> <p>第2条～第4条 現行通り</p> <p><u>第2章 SBINFT マーケットでの売買に係る特則</u></p> <p>第2章に定める条項は、SBINFT 株式会社 (以下「SBINFT 社」といいます。)</p>	<p>SBI Web3 ウォレットサービス約款</p> <p>追加</p> <p>第1条 (本約款の趣旨)</p> <p>1. このSBI Web3 ウォレットサービス約款 (以下「本約款」といいます。) は、SBI VC トレード株式会社 (以下「当社」といいます。) が管理するSBI Web3 ウォレット (以下「SBI Web3 ウォレット」といいます。) を利用してお客様により行われる、SBINFT 株式会社 (以下「SBINFT 社」といいます。) が提供する SBINFT Market (以下「本マーケット」といいます。) における NFT (Non-Fungible Token) の購入及び販売に関連して、お客様が購入する NFT の対価に係る当社による第三者弁済 (第6条の規定に基づき当社がお客様に対して行う当該第三者弁済に係る費用の前払請求及びこれに伴い当社とお客様の間で行われる暗号資産の売買を含みます。)、SBI Web3 ウォレットを利用した暗号資産及び NFT の管理及びお客様が NFT を販売することにより受領する暗号資産の売買並びにこれらに関連し、又は附随するものとして当社が提供するサービス (以下「本サービス」といいます。) について適用され、お客様と当社の権利義務関係等を明確にすることを目的とします。</p> <p>2～6. 省略</p> <p>第2条～第4条 省略</p> <p>追加</p>

SBI Web3 ウォレットサービス約款 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

が提供する SBINFT Market (以下「SBINFT マーケット」といいます。) における NFT の購入及び販売を SBI Web3 ウォレットを利用して行う場合についての
み適用されるものとします。

第5条 (NFT 購入の通知)

- お客様が SBI Web3 ウォレットを利用して、購入者（保有者（以下に定義します。）から NFT を購入しようとする又は購入した SBINFT マーケット の利用者をいいます。以下同じ。）として SBINFT マーケット において NFT の売買契約（以下「NFT 売買契約」といいます。）を保有者（NFT を保有している SBINFT マーケット の利用者をいいます。以下同じ。）との間で締結し NFT を購入する場合、当該 NFT 売買契約において NFT の対価として合意された当社が指定する暗号資産（以下「SBI Web3 指定暗号資産等」といいます。）の数量（以下「NFT 対価相当量」といいます。）、第7条に規定するお客様の支払方法 並びにお客様及び当該第三者のウォレットアドレスその他の情報が、SBINFT 社から 当社に対し通知され（以下、当該通知を「本通知」といいます。）、お客様はこれに同意するものとします。

第6条 (当社による第三者弁済)

- お客様が SBI Web3 ウォレットを利用して購入者として SBINFT マーケット において NFT 売買契約を保有者との間で締結し NFT を購入する場合、お客様は、次の各号に定める対価又は手数料の区分に応じ、当該各号に掲げる者に対してこれらの対価又は手数料を支払うこと（以下「本第三者弁済等」といいます。）を当社に対し委託するものとします。

第5条 (NFT 購入の通知)

- お客様が SBI Web3 ウォレットを利用して、購入者（保有者（以下に定義します。）から NFT を購入しようとする又は購入した 本マーケット の利用者をいいます。以下同じ。）として 本マーケット において NFT の売買契約（以下「NFT 売買契約」といいます。）を保有者（NFT を保有している 本マーケット の利用者をいいます。以下同じ。）との間で締結し NFT を購入する場合、当該 NFT 売買契約において NFT の対価として合意された当社が指定する暗号資産（以下「SBI Web3 指定暗号資産等」といいます。）の数量（以下「NFT 対価相当量」といいます。）、第7条に規定するお客様の支払方法 並びにお客様及び当該第三者のウォレットアドレスその他の情報が、SBINFT 社から当社に対し通知され（以下、当該通知を「本通知」といいます。）、お客様はこれに同意するものとします。

第6条 (当社による第三者弁済)

- お客様が SBI Web3 ウォレットを利用して購入者として 本マーケット において NFT 売買契約を保有者との間で締結し NFT を購入する場合、お客様は、次の各号に定める対 価又は手数料の区分に応じ、当該各号に掲げる者に対してこれらの対価又は手数料を 支払うこと（以下「本第三者弁済等」といいます。）を当社に対し委託するものとします。

SBI Web3 ウォレットサービス約款

新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

<p>(1) ～ (2) 現行通り</p> <p>(3) SBINFT 規約において購入者が NFT を発行した者（以下「発行者」といいます。）に対して支払うべきものとして定められる手数料（以下「ロイヤリティ」といいます。）： 発行者</p> <p>2. 現行通り</p> <p>3. 当社は、次条に規定する前払請求権の弁済がお客様により有効になされたことを条件に、NFT 売買契約に係る NFT の対価、<u>本手数料及びロイヤリティ</u>について、<u>(i)当該 NFT 売買契約の相手方たる保有者に対して NFT 対価相当量（但し、本手数料に相当する数量の SBI Web3 指定暗号資産等（以下「本手数料相当量」といいます。）及びロイヤリティに相当する量の SBI Web3 指定暗号資産等（以下「ロイヤリティ相当量」といいます。）が控除された後の数量とします。）を、(ii)SBINFT 社に対して本手数料相当量を、(iii)発行者に対してロイヤリティ相当量を、当社所定の方法によりそれぞれ送信することによって本第三者弁済等</u>をします。</p> <p>第7条 現行通り</p> <p>第8条 (NFT 売却時の移転)</p> <p>1～2. 現行通り</p> <p>第9条 (NFT 売却時の暗号資産の売買)</p> <p>1. 前条第1項に規定する売買契約に基づきお客様が受領する NFT 対価相当量</p>	<p>(1) ～ (2) 省略</p> <p>追加</p> <p>2. 省略</p> <p>3. 当社は、次条に規定する前払請求権の弁済がお客様により有効になされたことを条件に、NFT 売買契約に係る NFT の対価<u>及び</u>手数料について、当該 NFT 売買契約の相手方たる保有者に対して NFT 対価相当量（但し、本手数料に相当する数量の SBI Web3 指定暗号資産等（以下「本手数料相当量」といいます。）が控除された後の数量とします。）を、SBINFT 社に対して本手数料相当量を、当社所定の方法により送信することによって本第三者弁済等をします。</p> <p>第7条 省略</p> <p>第8条 (NFT の移転)</p> <p>1～2. 省略</p> <p>第9条 (NFT 売却時の暗号資産の売買)</p> <p>1. 前条第1項に規定する売買契約に基づきお客様が受領する NFT 対価相当量（但し、本手数料相当量の控除後のもの。）の SBI Web3 指定暗号資産等</p>
---	--

SBI Web3 ウォレットサービス約款 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

<p>(但し、本手数料相当量及びロイヤリティ相当量の控除後のもの。)のSBI Web3 指定暗号資産等はおお客様名義のSBI Web3 ウォレットに入庫(以下「本入庫」といいます。)されます。</p> <p>2～4. 現行通り</p> <p><u>第3章 NFTの入出庫・管理</u></p> <p><u>第10条 (NFTの入出庫)</u></p> <p>1. <u>お客様は、当社が提携する会社のサービスにおいて売買されるNFT、当社のグループ会社が発行するNFTその他当社が許容するNFTを、お客様名義のSBI Web3 ウォレットを宛先として入庫することにより、当社に対して寄託することができます。</u></p> <p>2. <u>当社は、前項に基づき入庫したNFTについて、お客様からの出庫指図に基づき、指図後の定時点での出庫の実行を致します(但し、当該NFTの技術上ないし性質上の制約その他の事由により当該処理を行うことができない場合を除きます。)</u></p> <p>3. <u>お客様は、前項に規定する出庫指図に関して出庫先のウォレットとして第三者が提供するサービスが指定できることその他当社のサービスと第三者のサービスを連携させることができることをもって、当社が当該サービスについて保証を与えたものと解してはならないものとします。第三者のサービスに起因してお客様に発生した損害(NFTの流出・消失を含みますが、これらに限られません。)</u>について、当社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>4. <u>第2項の規定に従いNFTを出庫するために必要となるGAS代は当社が負担するものとします。</u></p>	<p>はおお客様名義のSBI Web3 ウォレットに入庫(以下「本入庫」といいます。)されます。</p> <p>2～4. 省略</p> <p>追加</p> <p>追加</p>
---	---

SBI Web3 ウォレットサービス約款 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

<p>第 <u>11</u> 条 (NFT の管理)</p> <p>1～2. 現行通り</p> <p>3. 前項に基づき返戻する法定通貨の算定は、当社所定の期間における当該 <u>NFT の実勢価格を基準に当社が算定するものとします。なお、この場合において、返戻に係る NFT をお客様が購入する際に支払った SBI Web3 指定暗号資産等の数量を当該購入時点の当社所定の方法により表示された価格（当該価格が存在しない場合には公平な第三者により表示された価格）により法定通貨に換価した価格を算定額の上限とし、<u>返戻に係る NFT をお客様が無償で取得したとき（景品として取得したときを含みますが、これに限られません。）</u>は算定額を 0 円とします。</u></p>	<p>第 <u>10</u> 条 (NFT の管理)</p> <p>1～2. 省略</p> <p>3. 前項に基づき返戻する法定通貨の算定は、当社所定の期間における当該暗号資産の実勢価格を基準に当社が算定するものとします。なお、この場合において、返戻に係る NFT をお客様が購入する際に支払った SBI Web3 指定暗号資産等の数量を当該購入時点の当社所定の方法により表示された価格（当該価格が存在しない場合には公平な第三者により表示された価格）により法定通貨に換価した価格を算定額の上限とします。</p>
<p>第 <u>12</u> 条 (入出庫の制限等)</p> <p>1. お客様は、<u>当社が提携する会社のサービスを利用した NFT の売買に伴い行われる入出庫及び第 10 条の規定に基づき行われる入出庫その他当社が本規定上明示的に許容する SBI Web3 指定暗号資産等及び NFT の入出庫を除き、SBI Web3 ウォレットを宛先として暗号資産及び NFT の入庫を行うことができず、また SBI Web3 ウォレットから暗号資産及び NFT の出庫を行うことができないものとします。</u></p> <p>2. 現行通り</p> <p>3. お客様が当社に<u>預託</u>している暗号資産又は NFT を出庫又は送付し、他のウォレットへ移動を行う場合に、誤った送付先を指定したことによる誤送付については、当社は一切関知せず、当該誤送付によってお客様に生じる損</p>	<p>第 <u>11</u> 条 (入出庫の制限等)</p> <p>1. お客様は<u>本マーケットにおける NFT 売買契約に伴う SBI Web3 指定暗号資産等及び NFT の入出庫を除き、SBI Web3 ウォレットを宛先として暗号資産及び NFT の入庫を行うことができず、また SBI Web3 ウォレットから暗号資産及び NFT の出庫を行うことができないものとします。</u></p> <p>2. 省略</p> <p>3. お客様が当社に<u>預</u>けている暗号資産を出庫又は送付し、他のウォレットへ移動を行う場合に、誤った送付先を指定したことによる誤送付については、当社は一切関知せず、当該誤送付によってお客様に生じる損害につ</p>

SBI Web3 ウォレットサービス約款 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

<p>害について、当社はその責を一切負わないものとします。</p> <p>4～5. 現行通り</p> <p>第4章 一般条項</p> <p>第13条～第17条 現行通り</p> <p>第18条 (本契約の終了に伴う措置)</p> <p>1. <u>事由の如何を問わず、お客様と当社の間の本約款に基づく契約が終了した場合（前項柱書の規定により本サービスの提供を終了する場合があります。）において、お客様名義のSBI Web3 ウォレットで保管・管理されているNFTは当社が別途定める方法によりお客様に返戻することとします。</u></p> <p>2. 現行通り</p> <p>3. <u>お客様が当社に寄託したNFTの技術上ないし性質上の制約その他の事由により、第1項に規定する返戻処理又は前項に規定する売却ができない場合には、当社は、当該NFTをお客様に返還する義務を負わないものとします。お客様は、当該NFTが、本約款に基づく契約の解除に伴い利用ができなくなることを理解の上でこれに同意するものとし、当該利用ができなくなることに伴いお客様に発生した損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。</u></p> <p>4.～5. 現行通り</p> <p>第19条 (存続条項)</p> <p>1. 本契約の終了にかかわらず、第18乃至第24条及び第28条乃至第32条の効力は存続するものとします。</p>	<p>いて、当社はその責を一切負わないものとします。</p> <p>4～5. 省略</p> <p>追加</p> <p>第12条～第16条 現行通り</p> <p>第17条</p> <p>1. <u>お客様との間の本約款に基づく契約が解除された場合、お客様名義のSBI Web3 ウォレットで保管・管理されているNFTは当社が別途定める方法によりお客様に返戻することとします。</u></p> <p>2. 省略</p> <p>追加</p> <p>3.～4. 省略</p> <p>第18条 (存続条項)</p> <p>1. 本契約の終了にかかわらず、第17条乃至第23条及び第27条乃至第31条の効力は存続するものとします。</p>
---	--

SBI Web3 ウォレットサービス約款 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

<p>第20条～第26条 現行通り</p> <p>第27条 (免責事項)</p> <p>1～2. 現行通り</p> <p>3. システムの故障その他の事由により<u>当社が管理する</u>システムに障害が発生した場合、当社は、取引画面での表示その他の方法により、お客様に対して注意事項等の通知又は公表を行うことがあります。お客様は、これらの当社による通知・公表に十分に留意した上で、本取引を行うものとします。</p> <p>4～10. 現行通り</p> <p>第28条～第33条 現行通り</p> <p>(※第10条以降は、条を繰り上げ。)</p> <p>【制定】2023年1月25日 【改定】2023年5月24日 <u>【改定】2023年7月12日</u></p> <p>(以上)</p>	<p>第19条～第25条 省略</p> <p>第26条 (免責事項)</p> <p>1～2. 省略</p> <p>3. システムの故障その他の事由により<u>本システム</u>に障害が発生した場合、当社は、取引画面での表示その他の方法により、お客様に対して注意事項等の通知又は公表を行うことがあります。お客様は、これらの当社による通知・公表に十分に留意した上で、本取引を行うものとします。</p> <p>4～10. 省略</p> <p>第28条～第32条 省略</p> <p>【制定】2023年1月25日 【改定】2023年5月24日</p> <p>(以上)</p>
---	---